

京都府物価高騰保育所等臨時支援事業費交付金（こどもの給食臨時支援事業及びこどもの学び・体験充実支援事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、物価高騰が続く中、保育所等の利用者の経済的負担の軽減等のため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、「保育所等」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- （2） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- （3） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた保育所
- （4） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所
- （5） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する認可外保育施設（ただし、居宅訪問型事業を除く）

（交付対象事業等）

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付対象者、基準額等については、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

（交付決定等）

第5条 知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付金について規則第6条に規定する交付決定及び規則第14条に規定する額の確定を同時に行うものとする。

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

（交付金の経理等）

第7条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

別表

交付対象事業	交付対象者	交付率	基準額	交付要件	事業対象期間
<p>①こどもの給食臨時支援事業 物価高騰下においても、子どもたちの健やかな成長を守るため、給食に係る保護者負担の軽減策を臨時的に実施する。</p>	<p>給食を提供している保育所等の運営者のうち、 ①私立の保育所等を運営する者 ②公立の保育所等を運営する市町村長</p>	<p>①10/10 以内 ②1/2 以内</p>	<p>令和5年7月5日時点の在籍児童1人当たり1,000円 (令和5年7月5日以降に新たに保育所等を運営し、給食を提供する施設にあっては申請日時点の在籍児童1人当たり1,000円)</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に給食費の値上げをしないこと(既に値上げをしていた場合、本事業の交付額又は利用者への年間値上げ額のうち、いずれか低い額を利用者へ返金すること)</p>	<p>令和5年7月5日から令和5年10月31日まで</p>
<p>②こどもの学び・体験充実支援事業 子どもの体験機会の創出により豊かな感性・表現力をはぐくむために、保育所等が行事や発表会等を実施するなどの経費に対して支援する。</p>	<p>事業対象期間中に私立の保育所等を運営する者(居宅訪問型事業を除く)</p>	<p>10/10 以内</p>	<p>令和5年11月1日時点の在籍児童1人当たり1,000円(令和5年11月1日以降に新たに保育所等の運営を開始した施設にあっては申請日時点の在籍児童1人当たり1,000円)</p>	<p>令和5年度において、子どもの学びや行催事等の機会を確保すること</p>	<p>令和5年11月1日から令和5年12月11日まで</p>